



監 査 報 告 書

平成 25 年 6 月 6 日

公益財団法人 長崎県産業振興財団
理 事 長 松 尾 貢 様

公益財団法人長崎県産業振興財団

監事 波多野 徹 

監事 植松 俊徳 

私たち監事は、定款第 8 条及び第 26 条に基づき、平成 24 年会計年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の会計及び業務の監査を行いました。
その結果につきまして、次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類の閲覧、担当者への質問など必要と思われる監査手続を用いて、財務諸表などの適正性を検討しました。
- (2) 業務監査については、職員から業務の遂行状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、業務執行の妥当性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 公益法人会計基準における財務諸表である、貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、会計帳簿の金額と一致し、また、「公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日 改正平成 21 年 10 月 16 日内閣府公益認定等委員会）」に準拠して、財団の財政状況を適正に示しているものと認めます。
- (2) 事業報告書の内容は、当年度の事業内容を適切に示していると認めます。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は寄附行為、若しくは法令に違反する重大な事実はなかったものと認めます。

以上